

## 認 定 書

佐世保市長 朝長 則男 殿

小値賀町長 西村 久之 殿

特定非営利活動法人 おちかアイランドツーリズム協会  
理事長 大黒 清利 殿

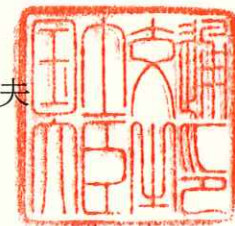
令和5年4月3日付け佐観協第32号で申請のあった観光圏整備実施計画は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第8条第3項に基づき、下記のとおり条件を附し認定する。

### 記

1. 観光圏の区域  
「海風の国」佐世保・小値賀観光圏  
（長崎県：佐世保市、小値賀町）
2. 観光圏整備実施計画の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
3. 条件  
別紙の通り

令和5年4月4日

国土交通大臣 齊 藤 鉄 夫



観光圏整備実施計画認定に当たっての条件（「海風の国」佐世保・小値賀観光圏）

認定観光圏整備事業者は、認定観光圏整備実施計画（以下「認定実施計画」という。）に掲げる観光圏整備事業（以下「個別事業」という。）を実施するにあたり、以下の条件を遵守すること。

なお、以下の条件を遵守せずに個別事業を実施していると認められる場合は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条第3項による認定基準に適合していないものとして、法第8条第8項に基づく認定の取消しの対象となることを申し添える。

- (1) 認定実施計画に掲げる個別事業の実施状況については、認定観光圏整備事業者が事業の遂行管理をし、毎年度終了後、5月末までに認定実施計画の目標達成状況、個別事業の実施状況・結果等を記載した「認定観光圏整備実施計画実施状況報告書」を共同で観光庁長官あて、報告すること。

## 認 定 書

公益財団法人佐世保観光コンベンション協会  
理事長 飯田 満治 殿

NPO法人おちかアイランドツーリズム協会  
理事長 前田 敏幸 殿

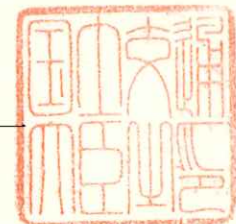
平成30年3月30日付けで申請のあった観光圏整備実施計画は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第8条第3項に基づき、下記のとおり条件を附し認定する。

### 記

1. 観光圏の区域  
海風の国佐世保・小値賀観光圏  
（長崎県：佐世保市、北松浦郡小値賀町）
2. 観光圏整備実施計画の期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
3. 条件  
別紙の通り

平成30年7月20日

国土交通大臣 石 井 啓



観光圏整備実施計画認定に当たっての条件

認定観光圏整備事業者は、認定観光圏整備実施計画（以下「認定実施計画」という。）に掲げる観光圏整備事業（以下「個別事業」という。）を実施するにあたり、以下の条件を遵守すること。

なお、以下の条件を遵守しない場合であって、個別事業を実施していると認められる場合は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条3項による認定基準に適合していないものとして、法第8条第8項に基づく認定の取消しの対象となることを申し添える。

- (1) 認定実施計画に記載された法第12条（旅行業法の特例）に関する事業については、申請書類に記載された者が国土交通大臣又は地方運輸局長の行う観光圏内限定旅行業務取扱管理者の研修を修了した上、その修了証明書を国土交通大臣に提出した後に、実施すること。なお、同特例の有効期間は、個別事業の実施時期（認定日から平成35年3月31日まで）とする。
- (2) 認定実施計画に掲げる個別事業の実施状況については、認定観光圏整備事業者が事業の遂行管理をし、毎年度終了後、5月末までに認定実施計画の目標達成状況、個別事業の実施状況・結果等を記載した「認定観光圏整備実施計画実施状況報告書」を共同で観光庁長官あて、報告すること。

## 認 定 書

公益財団法人佐世保観光コンベンション協会  
理事長 飯田 満治 殿

平成29年3月15日付け28佐観協第176号で申請のあった観光圏整備実施計画の変更については、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第8条第7項に基づき、下記のとおり条件を附し認定する。

### 記

1. 観光圏の区域

「海風の国」佐世保・小値賀観光圏  
（長崎県：佐世保市、小値賀町）

2. 観光圏整備実施計画の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

平成29年6月28日

国土交通大臣 石 井 啓



観光圏整備実施計画認定に当たっての条件

認定観光圏整備事業者は、認定観光圏整備実施計画(以下「認定実施計画」という。)に掲げる観光圏整備事業(以下「個別事業」という。)を実施するにあたり、以下の条件を遵守すること。

なお、以下の条件を遵守しない場合であって、個別事業を実施していると認められる場合は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(以下「法」という。)第8条3項による認定基準に適合していないものとして、法第8条第8項に基づく認定の取消しの対象となることを申し添える。

- (1) 認定実施計画に記載された法第12条(旅行業法の特例)に関する事業については、申請書類に記載された者が国土交通大臣又は地方運輸局長の行う観光圏内限定旅行業務取扱管理者の研修を修了した上、その修了証明書を国土交通大臣に提出した後に、実施すること。なお、同特例の有効期間は、個別事業の実施時期(認定日から平成30年3月31日まで)とする。
- (2) 認定実施計画に掲げる個別事業の実施状況については、認定観光圏整備事業者が事業の遂行管理をし、毎年度終了後、5月末までに認定実施計画の目標達成状況、個別事業の実施状況・結果等を記載した「認定観光圏実施計画実施状況報告書」を共同で観光庁長官あて、報告すること。